

食中毒事故等対応マニュアル

目次

第1章 衛生管理体制の確立

P 1～4

衛生管理組織図例

第2章 事故発生時の対応

P 5～33

1 使用水が使用不適になった場合 P 5～

2 学校給食用物資異物混入等の事故について P 7～

- (1) 学校がとるべき初動体制
- (2) 共同調理場がとるべき初動体制
- (3) 教育委員会がとるべき初動体制
- (4) 給食や給食の食材の中に異物が混入していた場合の
注意事項
- (5) 保護者への説明・報告等

3 食中毒事故等の場合(疑いも含む)の対応について P 16～

- (1) 学校がとるべき初動体制
- (2) 教育委員会がとるべき初動体制
- (3) 食中毒と診断された場合
- (4) ノロウイルス等感染症が流行している場合
- (5) 提出する関係書類、諸帳簿(例)
- (6) 終息後の対応
- (7) 検便指針

食中毒事故等対応マニュアル

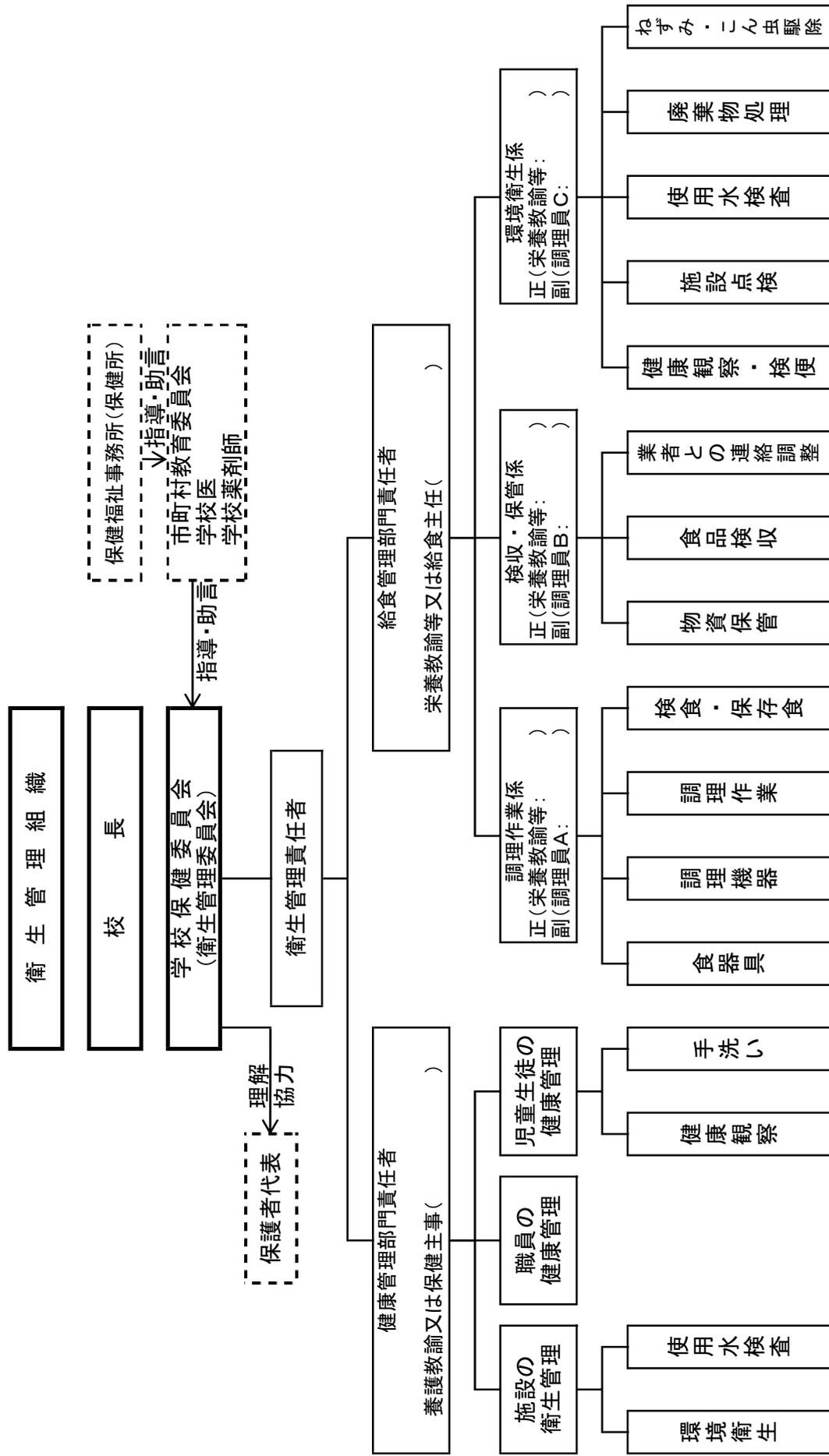
第1章 衛生管理体制の確立

学校給食衛生管理基準では、校長等は、学校保健委員会等を活用するなどにより、栄養教諭等、保健主事、養護教諭等の教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保健所長等の専門家及び保護者が連携した学校給食の衛生管理を徹底するための体制を整備し、その適切な運用を図ることとされている。

衛生管理組織図例

(1) 単独校用 (例)

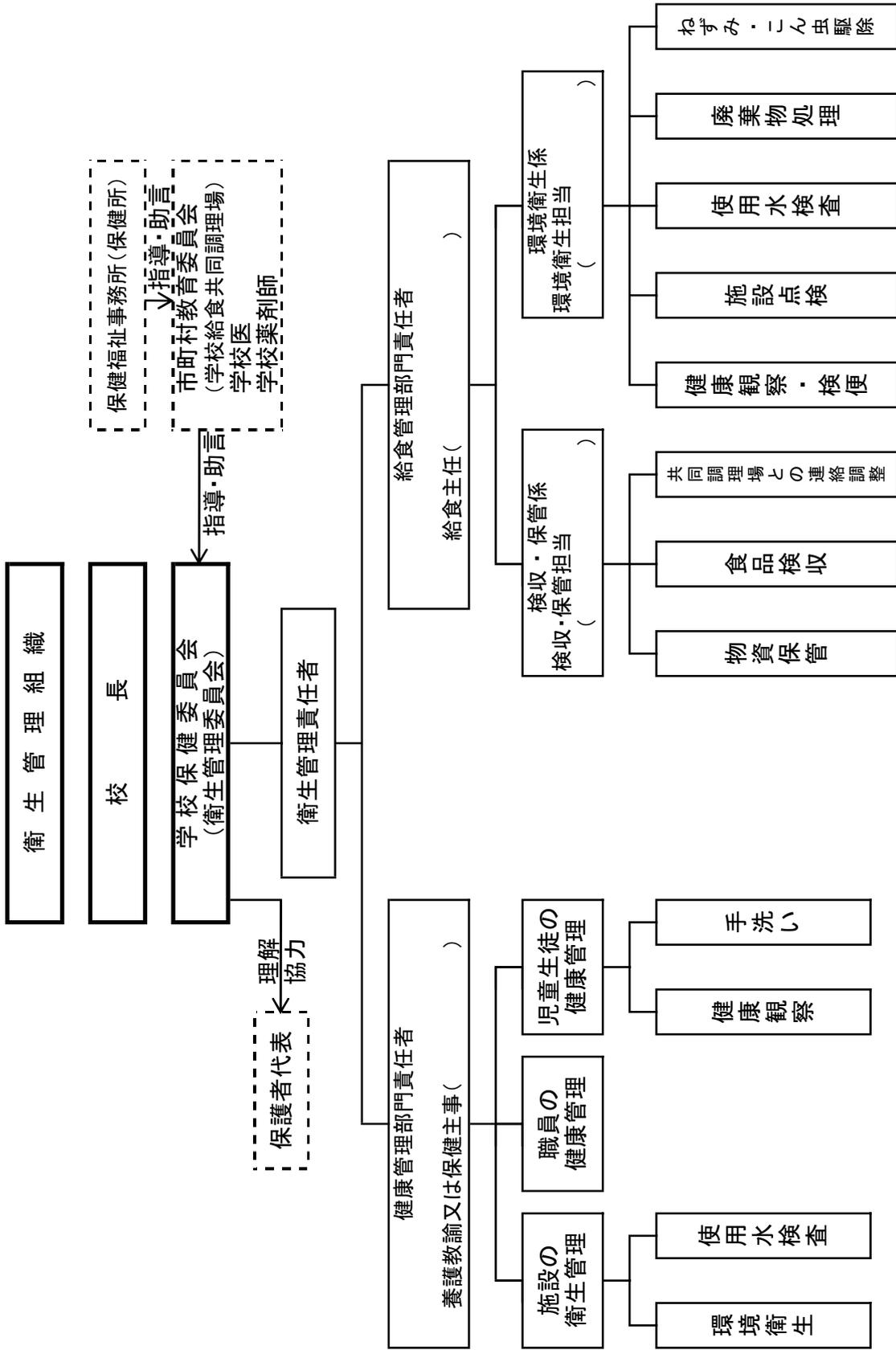
学校(単独校用)



※ 会の目的に応じて構成メンバーを決定する。

(2) 受配校用 (例)

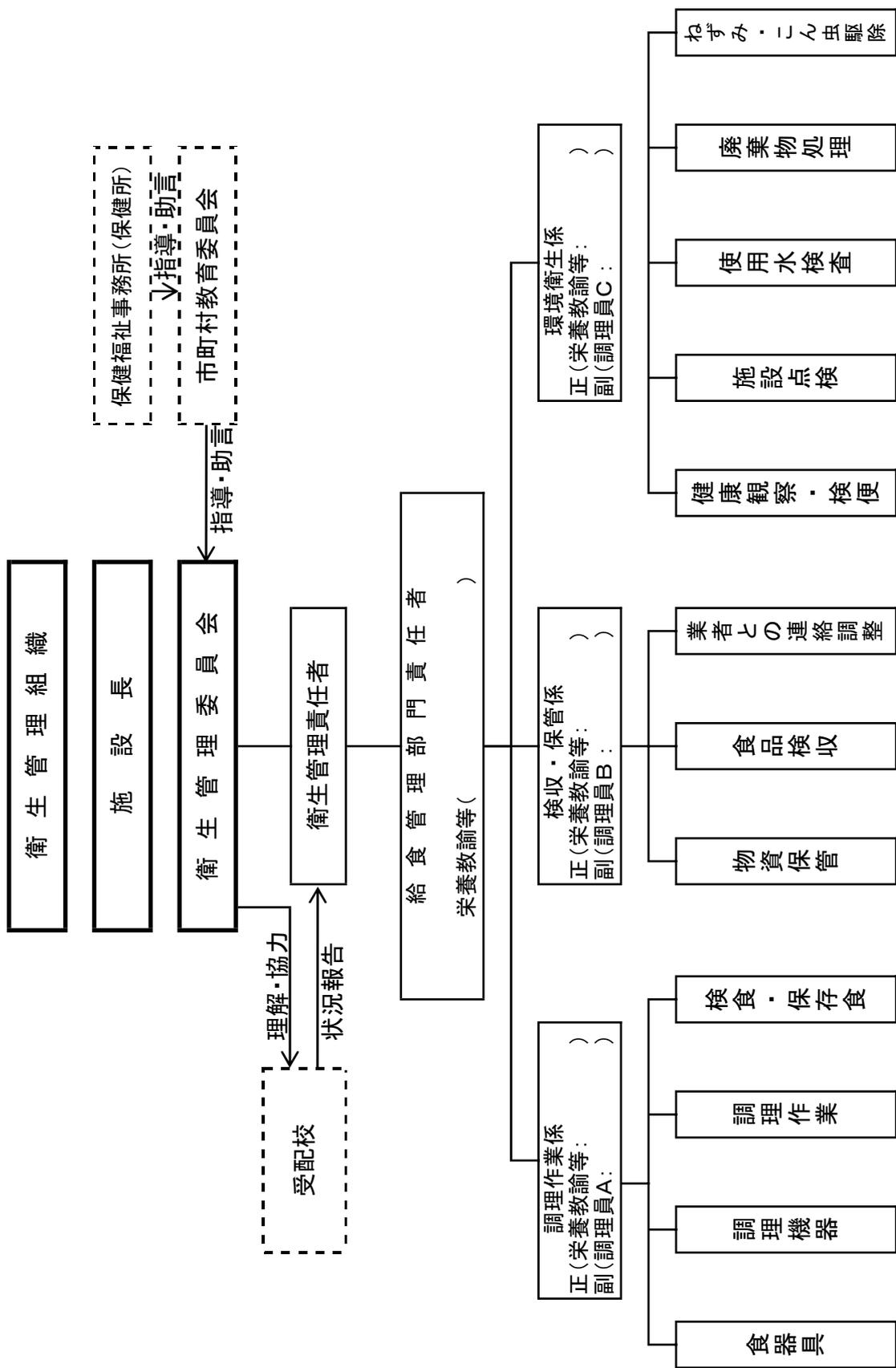
学校(受配校用)



※ 会の目的に応じて構成メンバーを決定する。

(3) 共同調理場用 (例)

学校給食共同調理場



第2章 事故発生時の対応

1 使用水が使用不適になった場合

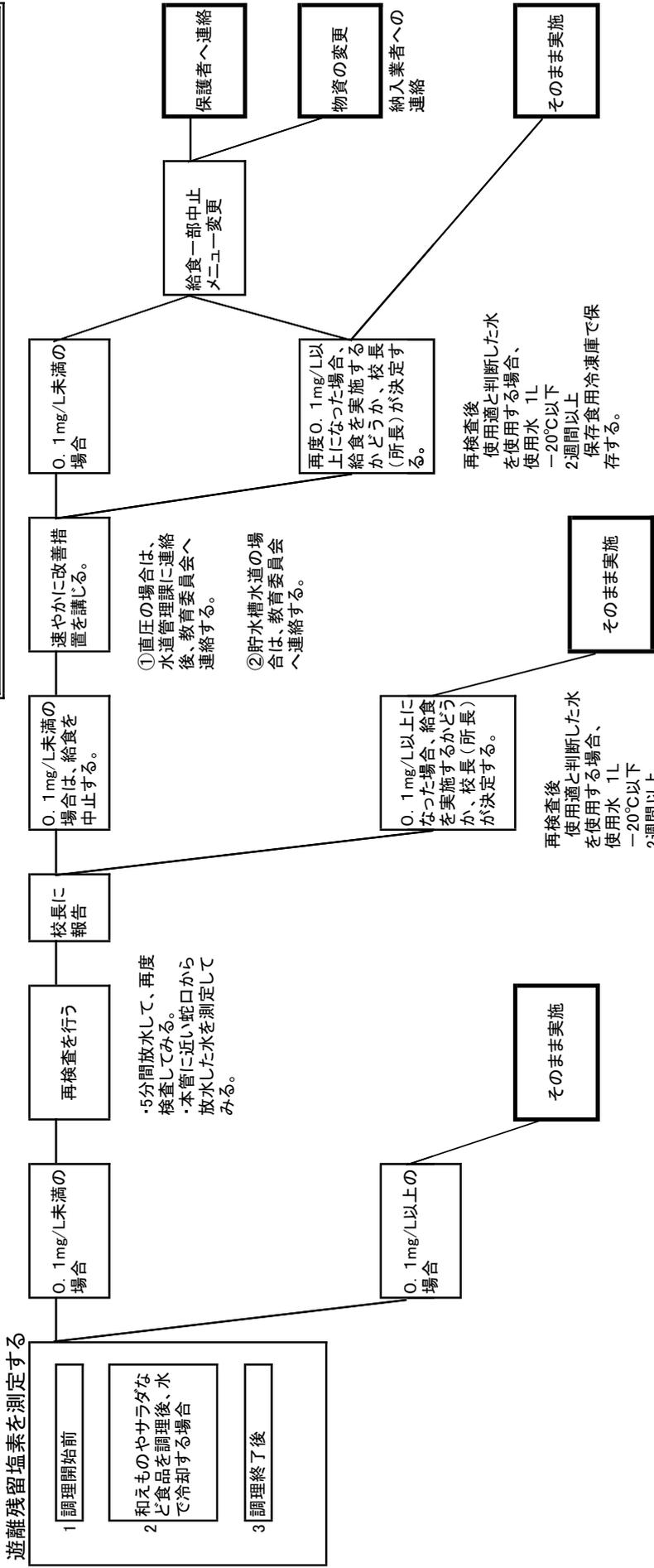
水道水が濁っていたり、遊離残留塩素が、0.1mg/L未満になっていた場合 等

- 6ページ「遊離残留塩素が、0.1mg/L未満になっている場合の体制」を参照し、対応する。
- 給食を一部中止した場合又はメニューの変更をした場合には、保護者あてに文書で通知する。
(「異物混入時の家庭への通知文」参考例 14ページ、15ページ参照)
- 水道水に異常があった場合、原因を調査し、「衛生管理チェックリスト（日常点検票）」に記録しておく。

水道水の残留塩素が、0.1mg/L未満になっている場合の体制 (例)

メモ
 メニュー変更の際、栄養教諭等不在の場合も校長・教頭等と相談の上、教育委員会と協議し、メニュー変更を行う。
 水道水に異常があった場合、原因を調査し衛生管理チェックリスト(日常点検票)に記録しておく。

学校給食衛生管理基準より
 使用水は、遊離残留塩素が0.1mg/L以上であること。
 外観、臭気、味等について水質検査が実施されていること。



連絡先
 水道管理課 TEL
 教育委員会 TEL

2 学校給食用物資異物混入等の事故について

(1) 学校がとるべき初動体制

児童生徒、学級担任、給食関係職員、教職員の給食の中に異物が発見されたら

- ① 直ちに給食を中断し、担任は該当者及びクラスの児童生徒の健康状態を把握する。
- ② 栄養教諭等又は給食主任に連絡する。
- ③ 校長に報告する。(全校児童生徒・全職員の状況を把握する。)
- ④ 校長不在の時は、教頭に報告する。
- ⑤ 共同調理場の受配校は共同調理場に報告する。
- ⑥ 異物及びその学級全部の給食(状況により判断)を保全する。

- ・ 主食や牛乳の中から発見された場合
- ・ 調理された副食から発見された場合
- ・ 県学校給食会又は業者から購入した副食の材料から異物が発見された場合 等

- ⑦ 学校・共同調理場は、教育委員会及び県学校給食会(必要に応じ)へ報告する。

※ 詳細は、10ページ、11ページ「学校給食用物資異物混入等事故発生時の緊急連絡体制」を参照する。

※ 「異物混入事故報告書(例)」により教育委員会に報告する。(12ページ・13ページ参照)

※ 異物の状況によっては、保護者、保健福祉事務所(保健所)及び警察署にも連絡すること。

危険な異物の場合

金属やガラス類など児童生徒の健康被害(生命に影響)に結びつくと判断される異物混入の場合は、児童生徒の安全性を最優先に対応策について検討すること。

当該発見学級を含む学校全体の給食の即時停止の検討及び異物混入の給食を保全すること。

(2) 共同調理場がとるべき初動体制

場内で発見されたら

- ① 直ちに調理作業を中断し、栄養教諭等責任者に連絡する。
- ② 所長に報告し、給食提供についての判断を仰ぐ。
- ③ 異物及び周囲の状況を保全する。
- ④ 受配校へ対応の報告をする。
- ⑤ 関係機関へ報告する。

場外(受配校)での発見が連絡されたら

- ① 給食の一時停止を依頼する。
- ② 所長に報告し、給食提供についての判断を仰ぐ。
- ③ 異物及び周囲の状況を保全するように依頼する。
- ④ 他受配校へ対応の報告をする。

- ⑤ 関係機関へ報告する。

(3) 教育委員会がとるべき初動体制

学校、共同調理場から情報が入ったら

学校・共同調理場からの情報を収集して、教育事務所・関係業者へ通報する。

- ① 状況に応じて、保健所又は警察署へ通報し指示を待つ。
- ② 学校の対応を検討し指示を出す。

※ 教育委員会が保健福祉事務所（保健所）又は警察署に異物混入の報告を要する場合

- 1 健康被害のおそれがある。
- 2 犯罪に結びつく疑いがある。
- 3 製品として納品された。
- 4 社会的影響が大きいと思われる。
- 5 異物が特定できないもの。

※ 詳細は、10ページ、11ページ「学校給食用物資異物混入等事故発生時の緊急連絡体制」を参照する。

(4) 給食や給食の食材の中に異物が混入していた場合の注意事項

※ 保健福祉事務所（保健所）又は警察署に異物混入の報告を要する場合の判断基準

- 1 健康被害のおそれがある。
- 2 犯罪に結びつく疑いがある。
- 3 製品として納品された。
- 4 社会的影響が大きいと思われる。（保護者への文書を発出した場合を含む。）
- 5 異物が特定できないもの。

① 主食（米飯・パン・麺）・牛乳・デザート等の中に異物が混入していた場合

学校がとるべき初動体制による。

- ・異物は、できるだけそのままの状態で作成する。袋入りの場合は、異物だけでなく、どのような状態で混入されていたか分かるように袋に入れてある状態で保存しておく。
- ・異物が発見されたら、「教育委員会が保健福祉事務所（保健所）又は警察署に異物混入の報告を要する場合」を参考にできるだけ早く教育委員会へ報告する。

② 副食材料に異物が混入していた場合（検収時又は調理中に発見）

学校がとるべき初動体制による。

- ・ほかに異物はないか確認し、直ちに関係業者（県学校給食会含む。）へ連絡し、返品・交換等の交渉をする。納入業者に原因究明を求め、再発防止策を報告させる。「教育委員会が保健福祉事務所

(保健所) 又は警察署に異物混入の報告を要する場合」を参考にできるだけ早く教育委員会へ報告する。

③ できあがった給食(献立)の中に異物が混入していた場合
学校がとるべき初動体制による。

- 異物が何であるか究明する。食材の中に混入していたものが調理過程で発見されず、そのまま調理してしまったことが考えられる場合は、その対応を校長等が判断し、指示する。必要に応じて、教育委員会・関係業者(県学校給食会を含む。)へ連絡する。
- 校長が不在の時は、教頭が判断し、指示する。
- 校長・教頭とも不在の場合は、その全形が発見されるまで探し、見つかった場合は健康被害のおそれがあるかどうか判断し、対応する。その調理器具は、直ちに使用中止し、修理する。

(例: フードスライサーの刃や包丁の刃、調理用機械のネジ・ボルト等)

※ 詳細は、10ページ、11ページ「学校給食用物資異物混入等事故発生時の緊急連絡体制」を参照する。

※ 「異物混入事故報告書(例)」により教育委員会に報告する。(12ページ・13ページ参照)

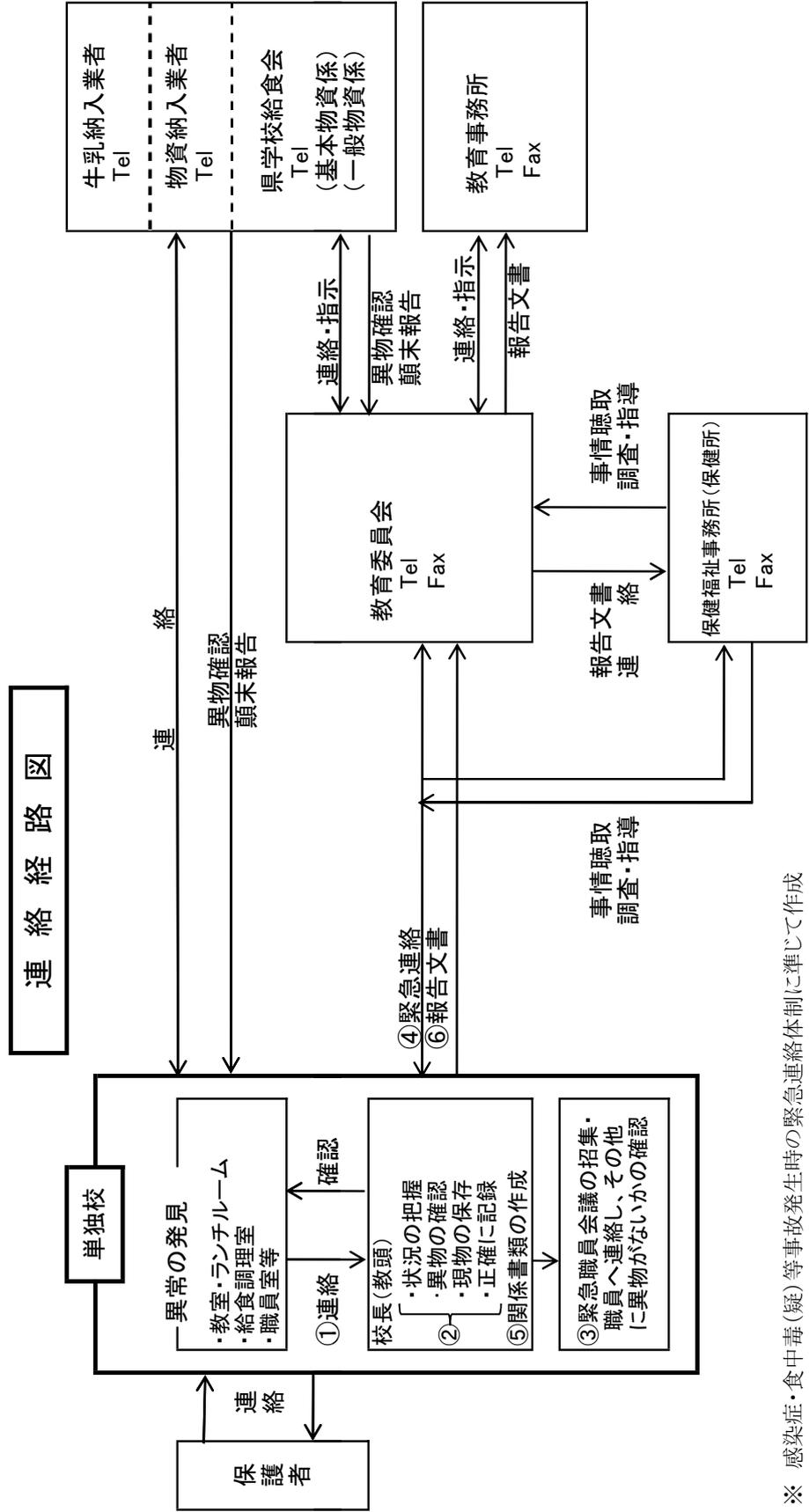
(5) 保護者への説明・報告等

- 関係児童生徒の保護者に必ず連絡をとり、給食での異物混入事故の報告とお詫びをし、児童生徒の体調を確認する。状況に応じて説明会を開催する。
- 給食停止や献立変更をした場合は保護者あてに文書で通知する。

(「異物混入時の家庭への通知文」参考例 14ページ、15ページ参照)

学校給食用物資異物混入等事故発生時の緊急連絡体制（単独校用）（例）

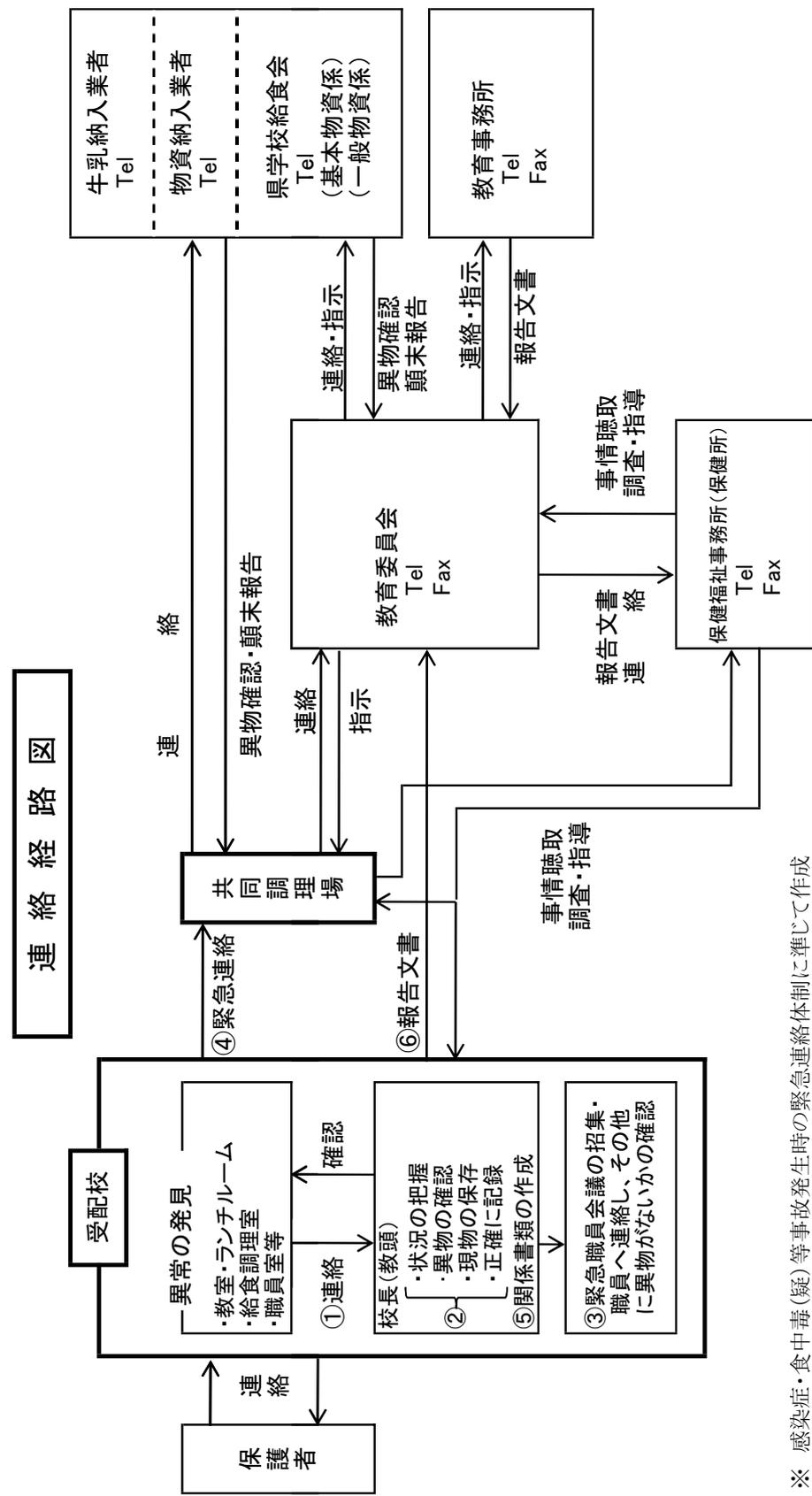
- 1 教育委員会が保健福祉事務所（保健所）又は警察署に異物混入の報告を要する場合
- (1) 健康被害のおそれがある。
 - (2) 犯罪に結びつく疑いがある。
 - (3) 製品として納品された。
 - (4) 社会的影響が大きいのと思われる。
 - (5) 異物が特定できないもの。
- 2 連絡手順
- (1) 犯罪に結びつく疑いがある場合
学校→教育委員会→警察署 (tel)
 - (2) (1)(3)(4)(5)の異物混入の場合
学校→教育委員会→保健福祉事務所(保健所) (tel)
 - (3) 生命に影響が少くないと思われるものの異物混入の場合
学校→物資納入業者
学校→教育委員会 (tel)
- 3 報告書類
- (1) 教育委員会へ報告の場合
 - ・別紙1「異物混入事故報告書（例）」 12ページ
 - ・「給食用資検査収表」
 （参考）異物混入時の家庭への通知文 14ページ・15ページ



※ 感染症・食中毒(疑)等事故発生時の緊急連絡体制に準じて作成

学校給食用物資異物混入等事故発生時の緊急連絡体制（共同調理場・受配校用）（例）

- 3 報告書類
- 1 教育委員会が保健福祉事務所（保健所）又は警察署に異物混入の報告を要する場合
- 2 連絡手順
- 1) 犯罪に結びつく疑いがある場合
学校（共同調理場）→教育委員会→警察署（tel）
 - 1) (3)(4)(5)の異物混入の場合
学校（共同調理場）→教育委員会→保健福祉事務所（保健所）（tel）
 - 1) 生命に影響が少ないと思われるものの異物混入の場合
学校（共同調理場）→物資納入業者
学校（共同調理場）→教育委員会（tel）
- ※ ただし、共同調理場からの受配校は、第一報を共同調理場へ



※ 感染症・食中毒(疑)等事故発生時の緊急連絡体制に準じて作成

教育委員会

様

学校名

校長

印

異物混入事故報告書

1 異物混入発見日時	平成 年 月 日 () 時 分ごろ
2 異物の発見場所・発見者	年 組 教室：〇〇 〇〇 (担任)
3 異物の状態 (種別・形状・寸法)	はりがね 約φ5mm 長さ1cm (パンに混入)
4 事故の状況 (誰がどのような状況で発見し、どのような状態で混入されているかなど)	<p>(1) 異物混入を発見するまでの経緯</p> <p>△時△分学校給食パンが〇〇パン業者から到着。パン配送運転手が配膳室にパンを置く。〇〇調理員が受け取り数量と異物の有無を確認。この時には異常は見られなかった。△時△分〇〇調理員がパン箱へパンを配食し、カウンターへ並べる。パンを配食する時は、異物に気づかなかった。△時△分にパン置場のシャッターを開ける。△時△分〇年〇組の給食当番がパン箱を取りに来て教室へ運搬する。△時△分教室で配膳を始める。△時△分〇年〇組の男児給食当番からパンを受け取り席に着く。誰かに呼ばれたような気がして、席を立ち、△分後に着席する。△時△分パンを一口ずつちぎって、おかずにつけて食べていた。半分ぐらい食べて歯にあたる固い物があったので、口から出した所はりがねが出てきた。すぐに担任に届け出た。担任は、すぐに学校栄養職員と校長に連絡した。</p> <p>(2) 異物混入の状態</p> <p>長さ約1cm直径5mmぐらいのはりがねで、はりがねのまわりに白い粉のような物がついていた。</p>
5 異物混入による被害の状況	異物混入のあった男児にけがはなかったが、養護教諭が口の中を点検し異常は見当たっていない。他の学級からの異物報告もない。引き続き児童の健康観察を行うよう全教職員に指示する。
6 事故発生後の学校の対応	担任からパンへの異物混入の報告を受け、ただちに全担任を召集すると同時に、各学級で給食を食べるのを停止させた。職員室で、異物混入事故の概要について説明し、特にパンについては、小さくちぎって食べさせるよう指示した。児童がおかずにパンをつけて食べていたとの報告から調理中の異物混入も予想されることから、パンが配送された時点から調理作業にいたるまで詳しい状況を学校栄養職員から聞き、教育委員会へ異物混入事故について報告した。
【教育委員会の対応】	<input type="checkbox"/> 第一通報受付 平成 年 月 日 () 時 分 <input type="checkbox"/> 通報者 () <input type="checkbox"/> 受付者 () <input type="checkbox"/> 教育事務所通報 平成 年 月 日 () 時 分 <input type="checkbox"/> 保健所通報 平成 年 月 日 () 時 分

備考 1 この報告書例は、単独校用を示したが共同調理場が提出する場合は、調理場名・施設長名等適宜対応する。

2 【教育委員会の対応】欄は、教育委員会が記入する。

異物混入時の家庭への通知文

(参考例)

平成 年 月 日

保 護 者 様

〇〇市立〇〇〇学校長

調査結果のお知らせ

寒冷の候、保護者の皆様におかれましては御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、〇〇月〇〇日（〇）の給食の〇〇〇〇〇〇に調理器具の一部と思われるプラスチック片が混入したとお知らせしましたが、〇〇市教育委員会・業者及び学校関係者で調査した結果が次のとおりでしたのでお知らせいたします。

1 混入した経緯

プラスチック片が調理器具の破損跡と一致しました。食器を洗浄した際、プラスチック片が食器の底につき、そのまま翌日教室まで運ばれ、配膳時、たまたま〇〇〇〇〇〇の上に落ちたのではないかと考えられます。

2 その後の対応

- △△月△△日（△）朝 調理器具の破損部分を新しいものに取り替えた。
- 洗浄後の食器点検の強化に努める。
- 教室での配膳時、食器点検をした後に盛り付ける。

学校では今後も給食の安全に万全を期していきたいと思っておりますので、御理解のうえ御協力の程よろしくお願いたします。

異物混入時の家庭への通知文

(参考例)

平成 年 月 日

保 護 者 様

〇〇市立〇〇〇学校長

給食についてのお詫びとお願い

寒冷の候、保護者の皆様におかれましては御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本日の給食の〇〇〇〇〇〇に調理器具の一部と思われるプラスチック片が混入していました。

そこで、混入が分かった時点で〇〇〇〇〇〇を廃棄しました。しかし、食べた児童も何人かいましたので、健康観察を実施しています。

給食に異物が混入してしまい大変申し訳なく、深くお詫びいたします。

なお、〇〇〇〇〇〇を食べた子どもたちの健康を大変心配しています。もし、御家庭で体調をくずしていることがわかりましたら、御一報くだされば幸いです。

学校では、今後、このようなことがないように給食の安全に万全を期していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

諸般の事情を御理解いただき、御協力をお願い申し上げます。

3 食中毒事故等の場合（疑いも含む）の対応について

(1) 学校がとるべき初動体制

保護者、保健福祉事務所（保健所）、医師、医療機関、衛生検査機関から情報が入ったら
児童生徒の健康観察（欠席や健康状態）の結果から

① 該当者及び全校児童生徒・全職員の健康状態を把握する。

- ア 発症者の特定と人数（学年別、学級別、男女別）
- イ 症状の内容（下痢、嘔吐、腹痛、発熱等）
- ウ 発症した日時と場所
- エ 学校、学年、学級、地域等で行われた行事の有無
- オ 医療機関の受診の有無
(診察日時と病院名、所見検便の有無)

※ 発生状況の記録（記入例）

いつ、だれが、何をどうしたなど
経過を必ず記録し、まとめておく。

日時	内 容
11/15 8:20	年 組担任からいつ もより欠席者が多く、嘔吐 や下痢症状の児童が○名い ると報告があった。

② 正確な状況把握、的確な対応の判断を行う。

③ 情報を収集して教育委員会・保健福祉事務所（保健所）等へ通報し指示を待つ。

- ※ 速報様式1 23ページを準備し、教育委員会へ報告。
- ※ 保健福祉事務所（保健所）等から指示を受けた場合、様式6により、必要に応じて報告する。
- ※ 共同調理場の受配校は、共同調理場に通報する。

④ 学校医に通報し指導助言をもらう。

⑤ 発症の拡大防止及び原因究明のための適切な処置を行う。

⑥ 給食後の児童生徒の健康状態を確認する。

⑦ 連絡窓口を一本化する。

⑧ 学校内での対応（校長を中心に教職員全員での対応）をととのえる。

⑨ 迅速な行動、誠意を持った接遇で対応する。

- ※ 最優先に発症者への対応を心がけ、発症者へのプライバシー、人権に配慮すること。
- ※ 詳細は、21ページ「学校給食による食中毒等発生時の初動体制（例）」を参照する。

(2) 教育委員会がとるべき初動体制

学校、保健福祉事務所（保健所）、医師、医療機関、衛生検査機関等から情報が入ったら

① 該当校・保健福祉事務所（保健所）・教育事務所へ通報する。

② 学校からの情報を収集して、対策本部・保健福祉事務所（保健所）・教育事務所へ通報し指示を待つ。

③ 学校の対応を検討し指示を出す。

④ 保健福祉事務所（保健所）の立入検査に立ち会い、情報提供・情報収集に当たらせるため、専門職員などを派遣する。

(3) 食中毒と診断された場合

児童生徒及び職員（調理従事者含む）が食中毒（細菌性、ウイルス性、アレルギー性等）と診断された場合（医師・保健福祉事務所（保健所）又は保護者から連絡）

校長は教育委員会へ連絡し、指導助言を受ける。（速報 様式1 23ページ）

- ① プライバシーの保護に努める。
- ② 全校児童生徒・職員の健康状況を把握する。
（様式2「欠席状況調査表（様式例）」 24ページ）
（様式3「有症者の状況調査表（様式例）」 24ページ）
- ③ 資料提供の準備を行う。
（5）提出する関係書類、諸帳簿（例） 18ページ参照）
- ④ 学校医へ通報する。
- ⑤ 校内の消毒・手洗いの強化をする。
※ 検便を行い、排菌停止又は陰性確認をもって治癒とする。

集団食中毒又は集団感染症の発生の疑い

対策本部の協議・決定に従う。

教育委員会・保健福祉事務所（保健所）・医師との連携を図る。

- ⑥ 保健福祉事務所（保健所）による調査、検査が行われる。
- ⑦ 教育委員会・保健福祉事務所（保健所）へ資料提供をする。
- ⑧ 保護者会長への報告・役員会・保護者会説明会の開催
教育委員会出席（保健福祉事務所（保健所）に出席を求め、説明を依頼）
○状況説明・個人調査票の記入・検便依頼
（「家庭配付用文書（参考例）」 29ページ参考例1・2）
○緊急措置について依頼
○給食停止について
（「家庭配付用文書（参考例）」 30ページ、31ページ参考例3・4）
- ⑨ 発症クラス・全校児童生徒・関係者・職員検便
- ⑩ 給食調理作業の即時停止・発注の中止変更
- ⑪ 情報収集（保護者への通知・電話連絡・家庭訪問）
- ⑫ 検便を再実施する。（希望調査）（「家庭配付用文書（参考例）」 29ページ、32ページ参考例1・2・5・6）
※ プライバシー保護に留意する。
※ 報道機関への対応は決まった人が同じ書類を持って行う。また、記事等は教育事務所（県立学校にあっては県教育委員会）に随時送付する。

調理従事者が定期の保菌検査で陽性となった場合

- ① 教育委員会に連絡する。
- ② 保健福祉事務所（保健所）の指導、助言を受ける。
- ③ 調理以外の職務に従事させる。
- ④ ノロウイルスやペロ毒素陰性なら確認検査を行い、陰性や排菌停止を確認する。

調理従事者が食中毒や感染症（ノロウイルスやペロ毒素が陽性）と診断された者の濃厚接触者の場合

- ⑤ 当該従事者は治療に専念し再度確認検便を行い、陰性又は排菌停止を確認し、治癒とする。
- ⑥ 他の従事者の検便を行う。
- ⑦ 家族も含めた健康観察を行う。
- ⑧ 調理場内を次亜塩素酸ナトリウム水溶液で消毒する。
- ⑨ 手洗いの徹底と加熱後の食品に直接触れない等、二次汚染防止を徹底する。
- ⑩ 和え物等の献立を変更する。
- ⑪ 中心温度の確認等温度管理を徹底する。

集団発生時における該当施設の心構え

- 原因究明（即時資料提供）
- 感染防止（感染の拡大・二次感染）
- プライバシーの保護

(4) ノロウイルス等感染症が流行している場合

地域や学校内でノロウイルス感染症の流行の兆しがある場合

- ① 終息するまでの間、和え物等二次汚染のリスクが高い献立を変更する等配慮する。
- ② 調理従事者の日々の健康観察、家庭内での健康管理、手洗いの励行の徹底等、感染防止の注意を払う。

(5) 提出する関係書類、諸帳簿（例）

- ① 学校（共同調理場）における食中毒発生状況（様式5 26ページ）
- ② 献立表（使用食品を記入したもの）2週間分
- ③ 学年ごとの児童生徒数と教職員の患者数の状況（毎日）
- ④ 調理作業工程表
- ⑤ 作業動線図

※1～13は早急に提出

- ⑥ 加熱温度記録表（給食室日誌）
- ⑦ 給食用物資検収簿
- ⑧ 検食簿
- ⑨ 学校給食従事者の検便検査結果表
- ⑩ 調理従事者ごとの健康記録簿
- ⑪ 学校給食日常点検票（第8票）
- ⑫ 発症経過を時系列に記録したもの
- ⑬ 保健福祉事務所（保健所）の指示事項
- ⑭ 学校医の指示事項
- ⑮ 学校（共同調理場）の調理室の平面図
- ⑯ 保存食記録簿
- ⑰ その他
 - 発症日前1週間の児童生徒の欠席状況（様式例 25ページ）
 - 保護者に対する対応事項
 - 給食日誌

(6) 終息後の対応

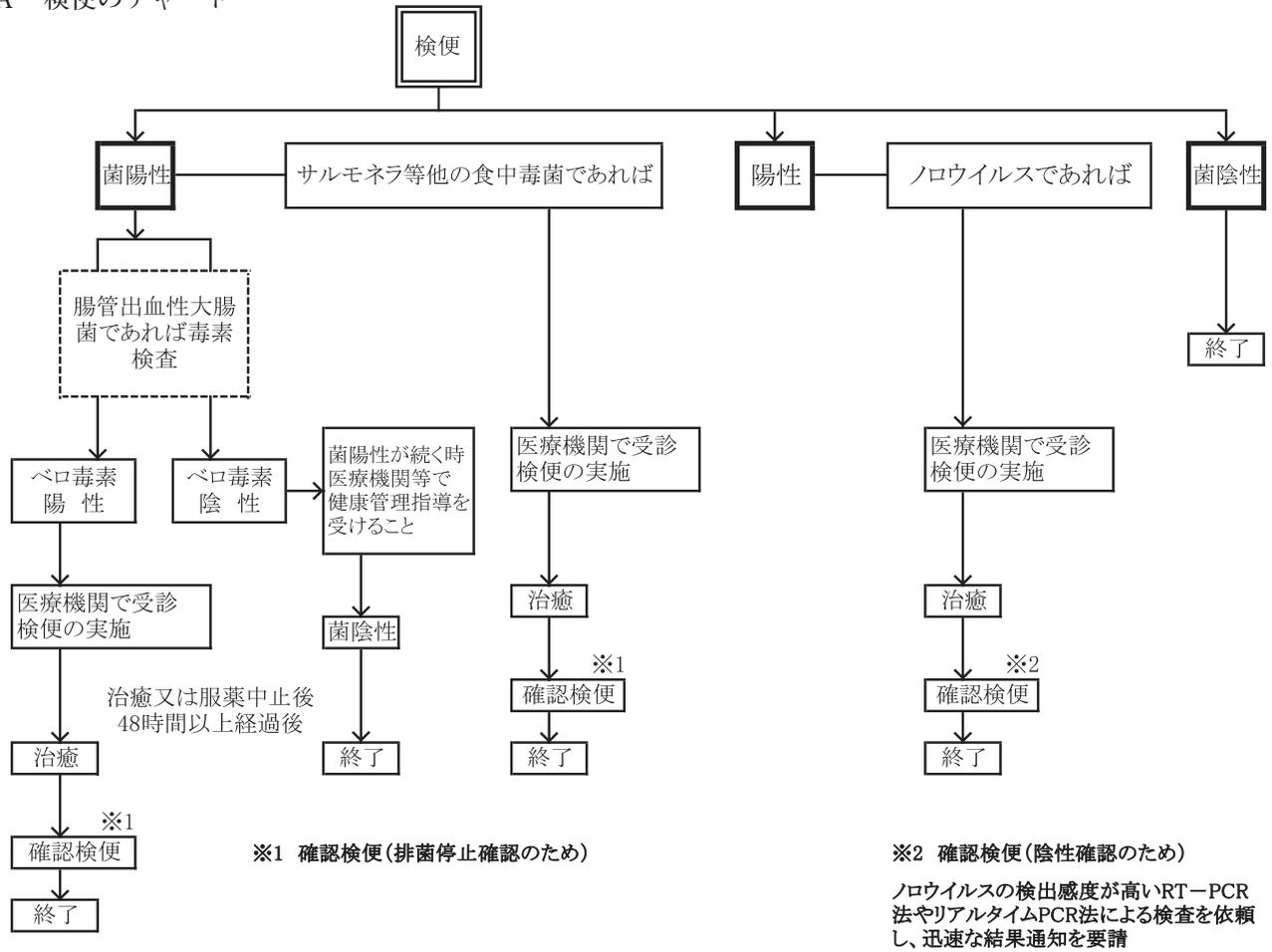
学校給食による健康被害の集団発生が終えんした場合には、速やかに、別紙様式7「学校における感染症・食中毒等発生状況報告（28ページ）」により、県教育委員会へ報告する。

(7) 検便指針

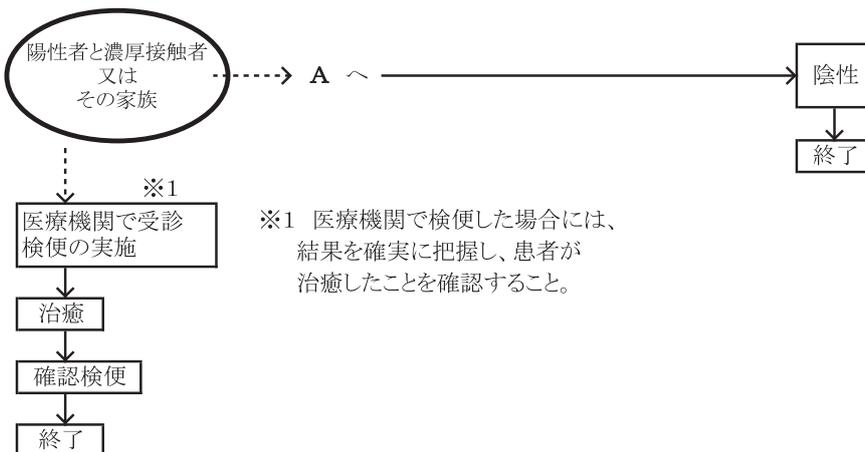
① 腸管出血性大腸菌感染症等食中毒発生時の検便指針（例）

（腸管出血性大腸菌であれば）ペロ毒素陽性をもって発生とする。

A 検便のチャート



B 陽性者との濃厚接触者又はその家族について

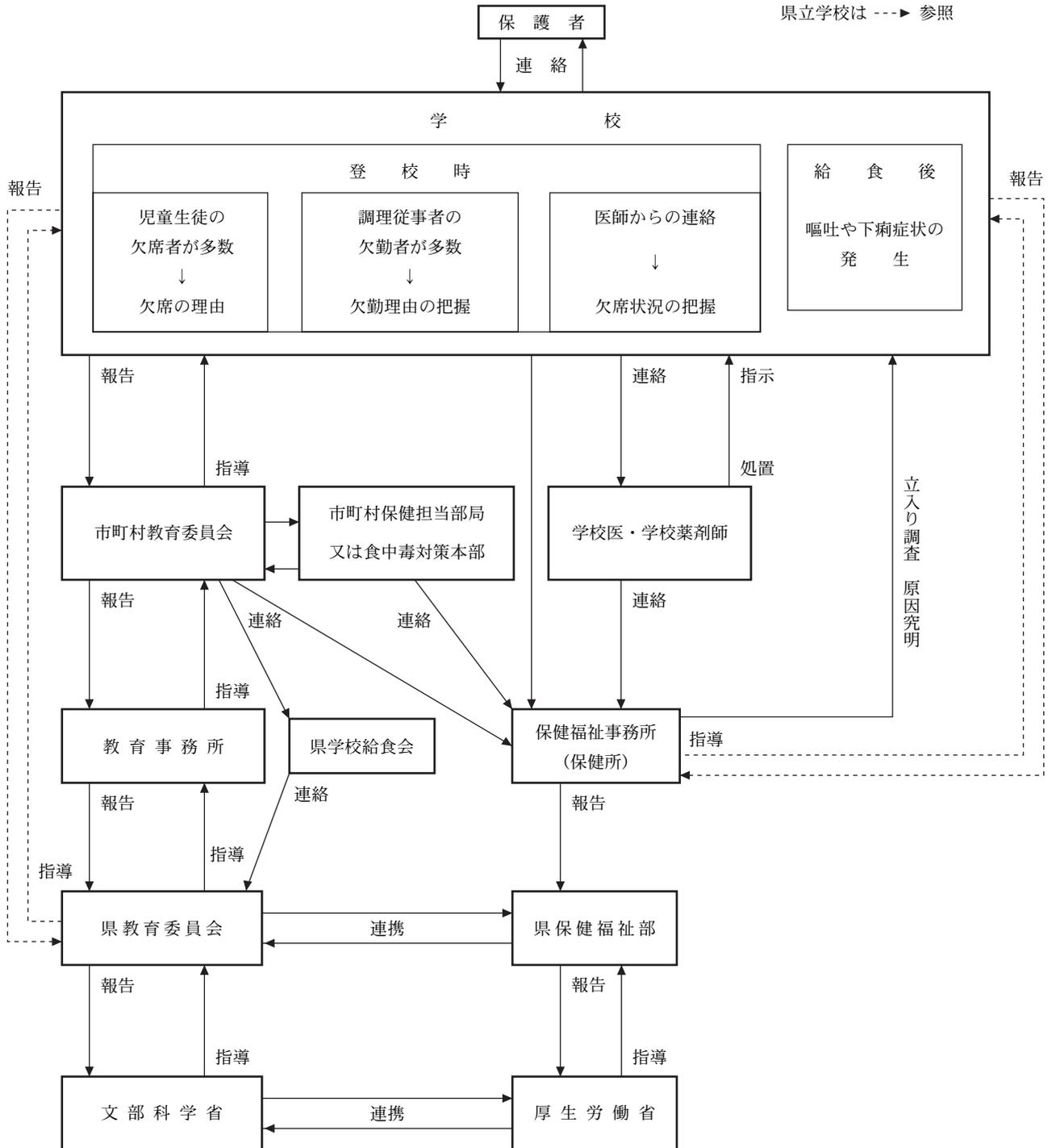


食中毒が発生した場合の対応について

食中毒が発生又は疑われる場合には、下記の対応経路によって迅速かつ適切に処置を進めること。まず第一報を電話とFAX等にて設置者に連絡すること。

速報（様式1） 23ページ参照

学校給食による食中毒等発生時の対応経路図



※ 学校給食に起因しない場合は、平成22年5月10日付け22教生第126号「感染症・食中毒の発生時の対応について」を参照のこと。

速報

学校(共同調理場)→市町村教育委員会→各教育事務所→県教育委員会

(様式1)

学校(共同調理場)における食中毒(疑い)の発生状況について報告します。

市町村名		担当課	(電話番号) — —			
学校名 (共同調理場名)		校長名 (所長名)				
学校・共同調理場の所在地		電話番号				
受配校数 (共同調理場方式のみ記入)						
食中毒等の発生状況	発生日時	平成 年 月 日 (曜日) (時 分)				
	発生場所					
	児童生徒数		男	女	計	備考
	患者等数 年月日 現在	区分	男	女	計	備考
		患者数				
		うち欠席者数				
		うち入院者数				
主な症状	うち死亡者数					
	発生原因 (判明している場合記入)					
献立表	(食中毒等発生前2週間分の食品の分かる献立表を添付)					

- (注) 1 食中毒等発生後直ちにFAXにて報告するとともに、患者等数に変動があったときは、速やかに様式5にて随時報告すること。
- 2 職員について該当者があったときは、備考欄に当該人員を記入すること。
- 3 共同調理場における患者等数は、食中毒等の発生した受配校の総計を記入し、受配校ごとは別様にして添付すること。

欠席状況調査表・有症者の状況調査表(様式例)

「()月健康観察記録」を記入した後、集計のために使用する。
 体調不良については、具体的に別紙にまとめる。

(様式2)

欠 席 状 況 調 査 表

月 日 ()

学年	学級	児童数	男女別数	欠席数	欠 席 者 内 訳							医療機関 受診の有無
					腹痛	嘔吐	下痢	発熱	体調不良	風邪	けが/ その他	
1	1		男女									
	2		男女									
学年計			男女									
2	1		男女									
	2		男女									
学年計			男女									
3	1		男女									
	2		男女									
学年計			男女									

(様式3)

有 症 者 の 状 況 調 査 表

月 日 ()

学年	学級	児童数	男女別数	健康観察 有症者数	欠 席 者 内 訳							早退	医療機関 受診の有無
					腹痛	嘔吐	下痢	発熱	体調不良	風邪	けが/ その他		
1	1		男女										
	2		男女										
学年計			男女										
2	1		男女										
	2		男女										
学年計			男女										
3	1		男女										
	2		男女										
学年計			男女										

(様式5)

学校(共同調理場)→市町村教育委員会→各教育事務所→県教育委員会

学校(共同調理場)における食中毒発生状況報告

市町村名		担当課	(電話番号) — —			
学校名 (共同調理場名)		校長名 (所長名)				
学校・共同調理場の所在地		電話番号				
受配校数 (共同調理場方式のみ記入)						
食中毒等の発生状況	発生日時	平成 年 月 日 (曜日) (時 分)				
	発生場所					
	児童生徒数		男	女	計	備考
	患者等数	区分	男	女	計	備考
		患者数				
		うち欠席者数				
		年月日 現在	うち入院者数			
		うち死亡者数				
	主な症状					
発生原因 (判明している場合記入)						
献立表	(食中毒等発生前2週間分の食品の分かる献立表を添付)					

- (注) 1 患者等数に変動があったときは、速やかに本様式にて随時報告すること。
 2 職員について該当者があったときは、備考欄に当該人員を記入すること。
 3 共同調理場における患者等数は、食中毒等の発生した受配校の総計を記入し、受配校ごとは別様にして添付すること。

(様式6)

食中毒発生に関する指示事項の確認書

平成 年 月 日 確認

学校名 (共同調理場)		校長名 (所長名)	
学校・共同調理場の所在地		電話番号	

1 発生日時 平成 年 月 日(曜)(時 分)

2 指示を受けた機関

(1)保健福祉事務所(保健所) (2)学校医 (3)教育委員会

3 指示事項および内容

日時	指示を受けた事項	指示内容(概略)

(様式 7)

学校における感染症・食中毒等発生状況報告

1 学 校 名 ※																		
2 学校の所在地 ※																		
3 伝 染 病 ・ 食 中 毒 等 の 発 生 状 況	(1) 病 名 ※																	
	(2) 発生年月日 ※																	
	(3) 終焉年月日																	
	(4) 発生の場所 ※																	
	(5) 患者数・欠席者数及び死亡者数	区分	児童生徒等数			患者数			欠席者数			入院者数			死亡者数			備考
		学年	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
第1学年																		
第2学年																		
第3学年																		
第4学年																		
第5学年																		
第6学年																		
計																		
(6) 発生の経緯																		
4	患者及び死亡者発見の動機																	
5	感染症・食中毒等の発生原因																	
6	感染症・食中毒等の発生原因																	
7	臨床症状の概要																	
8	(1) 学校の処理																	
	(2) 学校の管理機関の処理																	
	(3) 保健所その他の関係機関の処理																	
9	都道府県教育委員会 都道府県知事の処置																	
10	その他の参考となる事 項																	

- (注) 1 感染症・食中毒等が発生した場合、直ちに「様式1」によりFAXで報告すること。
 2 職員について該当者があったときは、(5)の備考欄に当該人員を記入すること。
 3 共同調理場の場合は、(5)に感染症・食中毒等発生した受配校の総計を記入し、各受配校については別様にして添付すること。

(様式8)

家庭配付用文書 (参考例)

(参考例1)

平成 年 月 日

保護者様

〇〇〇立〇〇〇学校長

お 願 い

月 日、 _____ のような症状で欠席している児童 (生徒) の保護者から、△△△△△菌が見つかったという連絡がありました。

△△△△△菌は、〇〇〇〇〇〇という症状を起こし、××××××な菌です。

学校での、子どもたちの給食や生活面については、万全を期しているところですが、今後の学校内での△△△△△菌感染防止と、原因究明のために、別紙調査票への記入と検便*についての御協力をお願いいたします。

検便調査票は、 月 日 () 登校時に持参、提出していただきますようお願いいたします。

※ 「別紙調査票への記入と検便」については、保健福祉事務所 (保健所) が実施することになります。

(参考例2)

平成 年 月 日

保護者様

〇〇〇立〇〇〇学校PTA会長

〇〇〇立〇〇〇学 校 長

△△△△△菌についての説明会開催のお知らせ

先日来、皆様には、健康調査や検便について積極的に御協力をいただきありがとうございました。

月 日現在で、 _____ という状況が判明しました。

△△△△△菌は、〇〇〇〇〇〇という症状を起こし、××××××な菌です。

この状況をふまえた上で、次のとおり△△△△△菌の感染防止と、再発防止について説明会を開催することになりました。万障お繰り合わせの上、御参加くださいますようお願いいたします。

記

1 日時・場所 月 日 () 〇〇 : 〇〇 ~ 〇〇学校〇〇室

2 内 容 △△△△△菌の感染防止と再発防止について

(参考例3)

平成 年 月 日

保 護 者 様

〇〇〇立〇〇〇学校PTA会長
〇〇〇立〇〇〇学 校 長

お 知 ら せ

日ごろから、学校の運営につきましては、御支援・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

月 日には、緊急保護者会を開催したところ、御多用の中を御出席いただき感謝しております。

当日は、△△△△△菌発生の経過報告及び今後の学校での取組み等についてお話いたしました。以後に、△△△△△菌に対する不安を持つ方もあり、より正確な情報をお知らせすると同時に、保護者の皆様方の御協力を賜りたいと思ひ役員会を開催し、次のことを決定しましたのでお知らせします。

今後とも、正しい情報と家庭での衛生管理について御協力いただきたく、役員会の内容をまとめてお伝えし、皆様の御理解を得て一日も早い終息を願っておりますのでよろしくお願いいたします。

記

- 1 P T A役員会 平成 月 日 () 〇〇 : 〇〇 ~
- 2 内 容 経過報告と△△△△△菌感染防止について
- 3 出 席 者 保健所
教育委員会〇〇課
学校
P T A役員
組名 氏名 (TEL -)
- 4 そ の 他

(参考例4)

平成 年 月 日

保 護 者 様

〇〇〇立〇〇〇学校長

お 知 ら せ

平素から、学校の運営につきましては、御支援・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、先日の△△△△△菌発生に対しましては、大変御心配をおかけしましたが、皆様方の御支援・御協力のお陰をもちまして、学校の運営ができましたことを感謝いたしております。

月 日の緊急保護者会において、落ち着いたころ、△△△△△菌検査を再度実施する旨お話しております。

つきましては、希望者を対象に、次のとおり検査を実施したいと思いますのでよろしく願いいたします。

記

1 日 時 平成 月 日 () ~ 平成 月 日 ()

2 提出場所 〇〇〇学校
希望者には、後日容器をお渡しします。

※ 下記に○印を記入して学校に提出してください。

----- きりとりせん -----

〇〇〇立〇〇〇学校 年 組 氏名 _____

△△△△△菌検査を

希望する

希望しない

(参考例5)

例1

検便再実施のお願い

〇〇〇立〇〇〇学校

児童（生徒）・職員・保護者の皆様へ

〇〇〇〇〇〇による食中毒に起因した感染が、現在も続いております。

皆様方には、すでに検便に御協力いただいているところではございますが、このたびの病原性大腸菌による症状は時間が経ってから現れることもありますので、念のため今一度、再確認のため検便を実施いたします。

再度の御協力をお願いいたします。

〇〇〇食中毒等対策本部

(参考例6)

例2

検便再実施のお願い

〇〇〇立〇〇〇学校

児童（生徒）・職員・保護者の皆様へ

全校児童（生徒）、△△△△△菌検出者及び有症者の家族、給食従事者、学校職員全員の検便を実施し、 月 日までに ___ 人の菌陽性者が判明しました。陽性者の中には症状がない人が含まれていました。

学校や家庭で、安心して生活するために、念のためもう一度検便を実施いたします。

再度の御協力をお願いいたします。

〇〇〇食中毒等対策本部

参 考 文 献 等

- ・「平成20年版 食育白書」内閣府（平成20年6月発行）
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センターホームページ（<http://www.naash.go.jp/>）
- ・小学校学習指導要領解説 総則編 文部科学省（平成20年8月）
- ・小学校学習指導要領解説 特別活動編 文部科学省（平成20年8月）
- ・中学校学習指導要領解説 総則編 文部科学省（平成20年9月）
- ・中学校学習指導要領解説 特別活動編 文部科学省（平成20年9月）
- ・特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 文部科学省（平成21年3月）
- ・特別支援学校高等部学習指導要領 文部科学省（平成21年3月）
- ・学校給食の手引き 福島県教育委員会監修・財団法人福島県学校給食会発行（平成15年3月）
- ・食に関する指導の手引き—第一次改訂版— 文部科学省（平成22年3月）
- ・おいしく イキイキ 食育プラン「第二次福島県食育推進計画」 福島県（平成22年3月）
- ・第7次改訂版 学校給食必携 株式会社ぎょうせい（平成21年9月10日）
- ・「四訂 学校給食における食中毒防止の手引き」 独立行政法人日本スポーツ振興センター（平成17年3月発行）
- ・「学校給食における食中毒防止 Q & A」 独立行政法人日本スポーツ振興センター（平成21年3月発行）
- ・「調理場における洗浄・消毒マニュアル Part I」 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課（平成21年3月発行）
- ・「学校給食調理場における手洗いマニュアル」 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課（平成20年3月発行）
- ・「学校給食衛生管理基準の施行について（通知）」 文部科学省スポーツ・青少年局長（平成21年4月1日）
- ・「学校給食における危機管理マニュアル」 倉敷市教育委員会（平成16年3月29日発行）
- ・「食育基本法」（平成17年7月15日施行）
- ・「食育推進基本計画」（平成18年3月31日）
- ・「ふくしまっ子食育指針」 福島県教育委員会（平成19年4月発行）
- ・「食に関する指導の手引き」 文部科学省（平成19年3月）
- ・「食に関する指導の手引き—第一次改訂版—」 文部科学省（平成22年3月）
- ・「学校における食育の推進（通知）」 福島県教育委員会（平成19年10月31日）
- ・「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について（答申）」 中央教育審議会答申（平成20年1月17日）
- ・「小学校学習指導要領」 文部科学省（平成20年3月28日告示）
- ・「中学校学習指導要領」 文部科学省（平成20年3月28日告示）
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」 文科科学省（平成20年6月）
- ・「学校給食における食事内容について」 文部科学省（平成20年10月23日）
- ・「学校給食法」 文部科学省（最終改正：平成20年6月18日法律第73号 平成21年4月1日施行）
- ・「全国学力・学習状況調査の概要」 文部科学省
- ・「学校保健統計調査」 文部科学省
- ・「児童生徒の健康診断マニュアル（改訂版）」 財団法人 日本学校保健会

表 紙 写 真

- ・相馬市立中村第一中学校（上）
- ・南会津町立荒海小学校（中）
- ・いわき市立磐崎小学校（下）
- ・二本松市立東和小学校（背景）

作成委員会ワーキンググループ検討会

(平成23年3月現在)

【学校給食の運営・栄養管理チーム】

いわき市立磐崎小学校	栄 養 教 諭	橋 本 恵久子 (チームリーダー)
福島市立杉妻小学校	主任栄養技師	菊 地 金 子
郡山市立開成小学校	主任栄養技師	佐 藤 由美子
会津若松市立河東学園小学校	栄 養 教 諭	坂 内 幸 子
猪苗代町立猪苗代小学校	栄 養 教 諭	吉 田 かいで
いわき市立大浦小学校	栄 養 教 諭	武 田 洋 子

【学校給食の衛生管理チーム】

南会津町立荒海小学校	栄 養 教 諭	鈴 木 百 代 (チームリーダー)
郡山市立行健中学校	栄 養 教 諭	松 谷 祐 子
田村市立船引小学校	栄 養 教 諭	本 田 優 子
棚倉町立棚倉小学校	副主任栄養技師	田 原 智代子
広野町立広野小学校	栄 養 教 諭	鈴 木 洋 子
福島県立盲学校	主任栄養技師	五十嵐 好 恵

【食に関する指導チーム】

本宮市立本宮第二中学校	栄 養 教 諭	土 屋 久 美 (チームリーダー)
福島市立清水小学校	栄 養 教 諭	亀 田 明 美
福島市立松川小学校	栄 養 教 諭	長 嶺 恵美子
二本松市立安達中学校	栄 養 教 諭	十文字 朝 子
白河市立白河第三小学校	栄 養 教 諭	籾 野 梨恵子
いわき市立平第三中学校	栄 養 教 諭	赤 津 由紀子

事 務 局

【福島県教育庁学校生活健康課】

課 長	滝 田 文 夫 (平成21年度)
課 長	吉 田 尚 (平成22年度)
主幹兼副課長	大 隅 義 隆
主 任 主 査	鈴 木 純
指 導 主 事	糺 田 祐 子 (平成21年度)
指 導 主 事	石 幡 良 子 (平成22年度)
主 査	斎 藤 則 夫
主 査	鈴 木 勝
主任栄養技師	野 内 容 子 (平成21年度)
主任栄養技師	田 村 正 美 (平成22年度)

【財団法人福島県学校給食会】

会 長	丹 治 光 雄
常務理事兼事務局長	大 橋 昭 夫
事務局次長	斎 藤 肇
物 資 課 長	三 浦 初 男
物 資 課 主 任	斎 藤 保
主任栄養技師	川 本 輝 子

学校給食の手引

平成23年3月

監修 福島県教育委員会

発行 財団法人福島県学校給食会

印刷 陽光社印刷株式会社

